

瑞穂市教育委員会教育長激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、瑞穂市のスポーツ及び文化の振興を推進するため、全国的な大会に出場する者に対する激励金の交付に関して、瑞穂市教育委員会教育長交際費支出基準に関する要綱（令和6年瑞穂市教育委員会告示第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象大会)

第2条 激励金の交付対象となる全国大会は、別表第1のとおりとする。

(交付対象者)

第3条 激励金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内の小学校又は中学校に在学している者
- (3) その他、教育長が特に必要と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、年度内に一度激励金の交付を受けている者については、交付の対象としない。ただし、小学校の児童及び中学校、高等学校の生徒を除く。

(適用除外)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、激励金を交付しない。

- (1) その出場種目を職業として行っている者
- (2) 交流大会、親善大会等の交流を目的とする大会に出場する者
- (3) 予選会や選考会等を経ない大会に出場する者

(激励金の額)

第5条 激励金の額は、別表第2のとおりとする。ただし、教育長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(交付申請)

第6条 激励金の交付を受けようとする者は、激励金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添付して、大会開催日の2週間前までに教育長に提出しなければならない。ただし、教育長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 出場する大会の開催要項

(2) 大会に出場登録されていることが確認できる書類

(3) 予選結果のわかる書類又大会出場推薦書

(4) その他教育長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 教育長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、
適当と認められた者について激励金の額を決定し、交付する。

(激励金の返還)

第8条 教育長は、激励金の交付決定を受けた者又は激励金の交付を受けた者
が次のいずれかに該当するときは、激励金の交付を取り消し、又は激励金の
全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 大会が中止になったとき

(2) 大会に出場できなくなったとき

(3) 激励金の交付申請に虚偽又は不正があったとき

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、激励金の交付に関し必要な事項は、教
育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月12日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

区 分	対象大会
スポーツ部門	国、公益財団法人日本スポーツ協会若しくは加盟中央競技 団体等が主催する全国規模の大会又は教育長がそれに準ず ると認めた大会
文化部門	国、芸術文化団体等が主催する大会、公演、コンクール等 又は教育長がそれに準ずると認めた大会

別表第2 (第5条関係)

区 分	金 額
高校生以上	1人 5,000円

中学生以下	1人 3,000円
-------	-----------

備考

中学生以下については、金額相当の図書券とする。

別記様式（第6条関係）

年 月 日

瑞穂市教育委員会教育長 宛

住所

申請者 氏名

(本人・保護者・代表者)

電話

激励金交付申請書

大会名			
出場種目			
出場者氏名	(フリガナ)	生年月日	年 月 日 (申請時 歳)
出場者住所	瑞穂市		
添付書類	(1) 出場する大会の開催要項 (2) 大会に出場登録されていることが確認できる書類 (3) 予選結果のわかる書類又大会出場推薦書 (4) その他教育長が必要と認めるもの		

(以下、市記入欄)

交付の可否	可 ・ 否	交付金額	円
交付予定日 及び場所	月 日 時 分 生涯学習課・教育長室・その他 ()		